

第 9 1 期 定 時 株 主 総 会  
そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項  
( 交 付 書 面 省 略 事 項 )

業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況  
会社の支配に関する基本方針  
連結株主資本等変動計算書  
連 結 注 記 表  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

( 2024 年 4 月 1 日 から 2025 年 3 月 31 日 まで )

フクビ化学工業株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- ②取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- ③取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- ④重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- ⑤職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、内部統制システムを機能させるべく、内部監査室を設置しています。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないか確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- ②内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。

- ③内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- ④リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- ⑤自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「BCP運用推進チーム規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理委員会規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を招集のうえ、決定します。

### （3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- ②経営戦略本部経営企画部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- ③月例報告会は、常勤の取締役および監査役ならびに必要なに応じて招集された者をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検しています。
- ④業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項については全て取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ⑤日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

#### (4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス委員会を設置し、事務局を人財本部人事総務部内に置きコンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- ②全取締役および全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員の責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築します。
- ③「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。
- ④万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- ⑤コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、取締役および従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびにコンプライアンス通報窓口およびコンプライアンス相談窓口のさらなる周知徹底を図ります。
- ⑥独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。
- ⑦反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(5)－1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営戦略本部経営企画部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、国内子会社については建材事業本部宛、海外子会社についてはグローバル事業本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- ②国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- ③海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月、行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

(5)－2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部監査室は、内部監査に関する取り決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- ②内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③また、経営戦略本部経営企画部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

(5)－3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定が行える経営環境を整備しています。

- ②業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営戦略本部経営企画部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
- ③建材事業本部、生産イノベーション本部、品質保証本部および経営戦略本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。

#### (5)－4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役および従業員の法令遵守の状況を監査計画に基づいて点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- ②当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、適時内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- ②内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当役員その他関係各方面の意見も確認して決定します。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

## (8) 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。
- ②監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

## (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

### (9)－1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

- ①取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
  - A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - B. 当社の子会社の監査役および内部監査部門の活動状況
  - C. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
  - D. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - E. 内部通報制度の運用および通報の内容
  - F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

### (9)－2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①内部通報制度（ホットライン）は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、総務担当責任者は、内部監査室長、監査役に報告を行います。
- ②子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、経営戦略本部長およびリスク統括部長は、必要に応じて情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行ってはならないと規定しています。
- ②また、万一、通報者等に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を「就業規則」に従って処分します。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- ②年度予算は、監査役の職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役の位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- ②会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人（当社では、内部監査室が該当部署）の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。
- ③一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研鑽に努めます。

- ④監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- ⑤監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

#### (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組みの状況

- ①コンプライアンス担当役員の責任のもと作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全従業員に配付するとともに、適切な研修体制を構築して遵法精神の徹底を図っています。
- ②コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に資するべく、「コンプライアンス・チェックリスト」による自己点検を毎年定期的実施し、各部門ごとの活動状況の把握とともに、継続的な活動の推進を図っています。
- ③また、内部通報体制については、内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口を設け、全従業員に周知を図っています。同時に、通報者のプライバシーを厳重に保護するとともに、通報行為を理由として不利益を課さないことを規定して運用しています。

#### (2) 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

- ①内部監査室は、金融商品取引法に基づく内部統制の独立的評価を実施するとともに、別途、往査にて業務監査および内部統制監査を行い、それらの結果を定期的に、または危険の内容の程度によって直ちに、当社の代表取締役社長に報告を行うほか、監査役、経営戦略本部長、リスク統括部長等に報告し情報共有を図っています。
- ②リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、取締役会、経営会議で報告しています。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①中期経営計画を年度計画に落とし込み、月例報告会および経営戦略会議で進捗を管理しています。
- ②「取締役会規程」により定められている付議事項は、全て取締役会で審議しており、その際には必要な資料を事前に全役員に配布しています。
- ③日常の職務執行に際しては、適切に権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行しています。

### (4) 子会社を含む当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組みの状況

- ①経営戦略本部が子会社を統括的に管理しています。
- ②国内および海外の子会社社長は、年に一度開催される全社部門長会議にて、年度方針と計画を発表しています。
- ③国内子会社の社長は、毎月の業績および重要な経営課題を月例報告会にて報告しています。また、海外子会社の社長は、上記の報告を当社の代表取締役社長、窓口であるグローバル事業本部ならびに他関連部門長宛てに毎月行っています。
- ④当社の代表取締役社長および内部監査室等は、現地ミーティングまたは監査を通じて、海外子会社の職務の執行状況把握に努めます。
- ⑤建材事業本部、生産イノベーション本部、品質保証本部および経営戦略本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を積極的に把握し、必要に応じて指導、支援に努めています。

### (5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定期的開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。
- ②また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室長および経営戦略本部長ならびに会計監査人と必要に応じて会合し、監査情報の共有を図るとともに、内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っています。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後に当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等から見て、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとは言いえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者に対しては、株主の皆さまが適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて、取締役会の意見等を表明・開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じることといたします。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### (2)－1. 当社における企業価値向上への取り組み

##### 企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。

今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化していくために、「新たな技術開発と市場創造に絶え間なく挑戦し、快適な社会の実現に貢献する」「一人一人の成長と企業の成長が一体となることで、喜びを実感できるフクビグループを目指す」という中長期ビジョンを掲げ、これらを実現すべく第7次中期経営計画（2023年度～2027年度）「技術を押し出し、未来へワクワク」を策定し、3つの基本方針に基づき取り組んでまいりました。

①循環型ビジネス拡大

②強靱な収益基盤構築

③成長を後押しする組織づくり

第7次中期経営計画の詳細につきましては、招集ご通知31ページから32ページをご覧ください。

当社グループは、上記諸施策を推進することで100年企業への基盤づくりを行い、さらには、地域・社会に貢献する経営を継続することで、常にステークホルダーに信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。

## (2)ー2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、さらに、企業経営を通じて地域に貢献するなどの企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践

②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上

③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備

④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

## <会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任し、関係会社を含む個別の事業部門および重要特命事項を執行役員を含む幹部社員が一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、2025年3月31日現在、社外取締役3名を含む7名で構成されており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

## <会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、全社的課題について適時適切かつ十分な情報提供と自由闊達な意見交換を行うことを目的として、取締役会と同一構成員による協議会を定例的に開催しているほか、月例報告会にも常勤監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しており、執行役員は月例報告会に部門代表者として出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および役付執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムを機能させるべく、内部監査室（専任の従業員を3名以上配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置付けており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス委員会を設置し、事務局を人財本部人事総務部内に置きコンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修等を通じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を経営戦略本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しております。

このほかにも、「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の組織規程や「リスク管理規程」の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,194	1,517	29,547	△431	32,826
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△519		△519
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,466		1,466
自 己 株 式 の 取 得				△259	△259
譲渡制限付株式報酬		△35		92	58
利益剰余金から資本剰余金への振替		29	△29		-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計		△6	918	△167	746
当 期 末 残 高	2,194	1,511	30,465	△598	33,572

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,503	329	672	3,504	831	37,162
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△519
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,466
自 己 株 式 の 取 得						△259
譲渡制限付株式報酬						58
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△390	140	△231	△481	93	△388
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△390	140	△231	△481	93	358
当 期 末 残 高	2,113	469	441	3,023	924	37,520

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称 リフォジュール(株)、フクビハウジング(株)、アリス化学(株)、フクビ岡山(株)、  
FUKUVI USA,INC.、FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.、FUKUVI HOLDINGS  
(THAILAND) CO.,LTD.、FUKUVI (THAILAND) CO.,LTD.

### (2) 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社の名称

持分法適用会社はありません。

### (2) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称等

(株)八木熊

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微若しくは影響がなく、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUKUVI USA,INC.、FUKUVI HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.、FUKUVI (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以……

外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産

主として、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 及 び 構 築 物      7年～47年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具      4年～8年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主として自社所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金      売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金      従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金      役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

製品補償引当金      製品クレームに対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

製商品売上 原則として、顧客が製商品を検収した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

但し、国内取引については、製商品の出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

加盟金収入 履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。

工事契約等 建築工事の請負および建築工事材料の納入を行っております。これらの工事契約等については、履行義務を充足するにつれて、資産が創出され顧客が当該資産を支配すると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。工事契約等における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗率を適切に表すと判断し、履行義務の充足に係る進捗率の見積りはインプット法（発生した原価を使った方法）によっております。

変動対価 受取りバートについては、財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることとなる対価の額を見積り計上しております。なお、変動対価の額の見積りにあたっては、最頻値による方法を用いております。

支払リバートについては、取引価格から控除しております。

#### (5) その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、年金資産の額から退職給付債務を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債並びに収益および費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

科目名	当連結会計年度計上額
棚卸資産	5,637百万円
有形固定資産	8,256百万円
無形固定資産	794百万円

(注) 棚卸資産には、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を含んでおります。

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

**棚卸資産の評価** 当社グループは、棚卸資産を取得原価で測定しておりますが、塩ビ・オレフィン等の汎用プラスチック樹脂を主原料としており、これらの原材料価格の変動を、適時に生産技術の向上により吸収できない場合、あるいは製品価格に転嫁できない場合や、市場環境の悪化により市場価格の下落が生じ、その結果として正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を当期の費用として処理しております。品目ごとの回転期間又は滞留期間の閾値を超える棚卸資産については、過去の販売実績を基礎として見積りした今後の販売可能性に応じて、定期的に帳簿価額を切り下げています。そのため、市場環境が予測より悪化して棚卸資産の収益性が低下した場合には、簿価切下げが必要となる可能性があります。

**固定資産の減損** 当社グループは、国内外において取引先のニーズに応えるため継続的な設備投資を行っておりますが、生産設備の稼働率が当初予定していた生産計画を大幅に下回り、投資額の回収が困難になる可能性があります。その結果として固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

#### [会計上の見積りの変更に関する注記]

当社グループは、棚卸資産の正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該正味売却価額との差額を当期の費用として処理しております。

また、棚卸資産の種類ごとに期間を定め、当該期間に出荷や使用がなく営業循環過程から外れたと判断した品目は収益性が低下しているとみなし、将来の需要や市場動向を反映して棚卸資産の帳簿価額を切り下げしております。

前連結会計年度の新基幹システム導入に伴い、当連結会計年度より、営業循環過程から外れている棚卸資産をより詳細に識別し収益性を評価するための十分なデータを把握することが可能となりました。これらの状況を踏まえ、当連結会計年度より棚卸資産に係る収益性の低下の状況をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、正味売却価額及び簿価切下額の測定方法を変更しております。

これにより、従来の方々に比べて、当連結会計年度の売上原価が2億25百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 34,299百万円
2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりです。
 

建物及び構築物	78百万円
機械装置及び運搬具	119百万円
工具、器具及び備品	18百万円
ソフトウェア	2百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
 

普通株式	20,688,425株
------	-------------
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月18日 定時株主総会	普通株式	309百万円	15.50円	2024年 3月31日	2024年 6月19日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	210百万円	10.50円	2024年 9月30日	2024年 12月11日
計		519百万円			

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う配当に関する事項

- ① 配 当 金 の 総 額 306百万円
- ② 配 当 の 原 資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 15.50円
- ④ 基 準 日 2025年3月31日
- ⑤ 配当決議予定年月日 2025年6月24日
- ⑥ 効 力 発 生 日 2025年6月25日

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、樹脂製建築資材の製造販売を中核事業としており、設備投資等に必要な資金は、主に銀行借入により調達しております。一方、一時的な余裕資金につきましては、安全性と流動性が高い銀行預金等で運用しております。なお、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外では利用しない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、殆どが半年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年3ヵ月後であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社は、販売取引においては、大手専門商社の介在を原則としております。直接販売を行う場合には、販売先を信用力でグルーピングのうえ、個別に営業債権残高に限度枠を設定する場合があります。

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部門における建材事業管理部が、必要に応じて経営戦略本部及びリスク統括部と協働のうえ、主要な販売先等の信用状況を定期的にモニタリングし、個々に回収期日及び債権残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

信用リスクについては、分散を原則としておりますが、営業債権残高が一定金額を超えた販売先については、経営会議に報告される体制を採っております。

##### ②市場リスクの管理

投資有価証券は、主に安全性の高い上場株式であります。上場株式について四半期ごとに時価の把握を行うとともに、非上場株式については発行体の財務状況等を確認し、保有状況の見直しをしております。

##### ③流動性リスクの管理

経理部門は、全社の設備投資計画の内容及び実行時期を集約のうえ、月次ベースで資金繰りを管理しております。なお、日頃より、支払準備資金としての銀行預金の残高を一定水準以上に維持するよう留意しております。

また、営業債権の回収並びに営業債務の支払に各々期間（サイト）基準を定め、資金繰りに不必要な逼迫が生じないように管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	10	9	△1
② その他有価証券	5,647	5,647	—
資産計	5,657	5,657	△1
(2) 長期借入金(※1)	50	49	△1
(3) リース債務	946	917	△29
負債計	996	966	△29

(※1) 「長期借入金」には1年内返済長期借入金を含めて記載しております。

### (注) 1. 有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

## ①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	10	9	△1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	10	9	△1
合計	10	9	△1

②その他有価証券

(単位：百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,458	5,528	3,070
債券	—	—	—
小計	2,458	5,528	3,070
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	142	120	△22
債券	—	—	—
小計	142	120	△22
合計	2,600	5,647	3,048

なお、当連結会計年度中において売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	660	230	18
債券	—	—	—
合計	660	230	18

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	187

これらについては、「(1)有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

なお、非上場株式の当連結会計年度中の売却額は1百万円であり、売却益の合計額は1百万円であります。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,184	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	8,536	－	－	－
電子記録債権	5,979	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	10	－
その他の有価証券のうち 満期があるもの	－	－	－	－
合計	28,700	－	10	－

(注) 4. 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	82	－	－	－	－	－
長期借入金	17	17	16	－	－	－
リース債務	322	279	198	111	29	6
合計	421	296	214	111	29	6

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
株式	5,647	—	—	5,647
債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	5,647	—	—	5,647

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
国債・地方債等	—	9	—	9
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	—	9	—	9
長期借入金	—	49	—	49
リース債務	—	917	—	917
負債計	—	967	—	967

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## (1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

## (2) 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを認識時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より従来の「建築資材」「産業資材」の2セグメントから、「建材事業」「CSE事業」「精密事業」「グローバル事業」の4セグメントおよび「その他」に変更しております。

当社グループは2022年3月期より事業本部制に移行しておりますが、全社戦略の各事業本部への落とし込みが定着するとともに、各事業の状況を適切に把握する会計システム等の整備など、当社グループの戦略ならびに経営実態をより適切に反映させる環境が整ったことから、今般の変更を判断したものです。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	建材事業	CSE事業	精密事業	グローバル事業	計		
売上高							
一時点で移転される財	21,856	10,059	1,593	2,546	36,053	109	36,162
一定の期間にわたり移転される財	3,811	—	—	—	3,811	—	3,811
顧客との契約から生じる収益	25,667	10,059	1,593	2,546	39,864	109	39,973
外部顧客への売上高	25,667	10,059	1,593	2,546	39,864	109	39,973

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、売上債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」に含めており、契約負債は流動負債の「その他」に含めております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
売上債権	16,820	14,292
契約資産	256	224
契約負債	53	25

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産	1,855円35銭
1株当たり当期純利益	73円80銭

[重要な後発事象に関する注記]

(子会社株式の追加取得)

当社は、2025年4月9日、会社法第370条及び当社定款第25条2項に基づき、当社の子会社であるリフォジュール株式会社の株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

企業の名称 リフォジュール株式会社

事業の内容 天井材・内装材の施工および販売

(2) 企業結合日

2025年4月10日(株式取得日)

(3) 企業結合の法定形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

成長戦略の一環として、工事事業を推進・拡大するため、株式会社八木熊が保有する株式を全て取得し、完全子会社とすることといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金

取得原価 280百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

①資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって増加する資本剰余金の金額

現時点において確定しておりません

# 株主資本等変動計算書

( 2024年 4月 1日から )  
( 2025年 3月 31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自 己 株	株 資 合 計	主 本 計
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金									
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金				利 益 剩 余 金 合 計				
					技 術 開 発 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金					
当 期 首 残 高	2,194	1,511	6	1,517	465	110	39	62	10,000	16,012	26,689	△431	29,968	
当 期 中 の 変 動 額														
積 立 金 の 取 崩										3	-		-	
剩 余 金 の 配 当										△519	△519		△519	
当 期 純 利 益										1,168	1,168		1,168	
自 己 株 式 の 取 得												△259	△259	
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			△35	△35								92	58	
利益剰余金から資本剰余金への振替			29	29						△29	△29		-	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)														
当 期 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△6	△6	-	-	△3	-	-	624	621	△167	449	
当 期 末 残 高	2,194	1,511	-	1,511	465	110	36	62	10,000	16,637	27,310	△598	30,417	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高			32,471
当 期 中 の 変 動 額			
積 立 金 の 取 崩			-
剩 余 金 の 配 当			△519
当 期 純 利 益			1,168
自 己 株 式 の 取 得			△259
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			58
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△390	△390	△390
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△390	△390	59
当 期 末 残 高	2,113	2,113	32,530

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券…………… 原価法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

棚卸資産

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年～47年

機 械 及 び 装 置 8年

工具、器具及び備品 2年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として自社所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
製品補償引当金	製品クレームに対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
退職給付引当金 (前払年金費用)	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>ただし、当事業年度末におきましては、退職給付引当金の借方残高（1,501百万円）を前払年金費用に計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p>

#### 4. 収益および費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

製商品売上 原則として、顧客が製商品を検収した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

但し、国内取引については、製商品の出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

加盟金収入 履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。

工事契約等 建築工事の請負および建築工事材料の納入を行っております。これらの工事契約等については、履行義務を充足するにつれて、資産が創出され顧客が当該資産を支配すると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。工事契約等における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗率を適切に表すと判断し、履行義務の充足に係る進捗率の見積りはインプット法（発生した原価を使った方法）によっております。

変動対価 受取りバートについては、財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることとなる対価の額を見積り計上しております。なお、変動対価の額の見積りにあたっては、最頻値による方法を用いております。  
支払リバートについては、取引価格から控除しております。

5. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

科目名	当事業年度計上額
棚卸資産	3,864百万円
有形固定資産	6,391百万円
無形固定資産	711百万円

(注) 棚卸資産には、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を含んでおります。

その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

当社は、棚卸資産の正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該正味売却価額との差額を当期の費用として処理しております。

また、棚卸資産の種類ごとに期間を定め、当該期間に出荷や使用がなく営業循環過程から外れたと判断した品目は収益性が低下しているとみなし、将来の需要や市場動向を反映して棚卸資産の帳簿価額を切り下げております。

前事業年度の新基幹システム導入に伴い、当事業年度より、営業循環過程から外れている棚卸資産をより詳細に識別し収益性を評価するための十分なデータを把握することが可能となりました。これらの状況を踏まえ、当事業年度より棚卸資産に係る収益性の低下の状況をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、正味売却価額及び簿価切下額の測定方法を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の売上原価が2億25百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。

[貸借対照表に関する注記]

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                    | 29,325百万円 |
| 2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価格から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりです。 |           |
| 建物   | 75百万円     |
| 構築物  | 3百万円      |
| 機械及び装置   | 118百万円    |
| 車輛及び運搬具  | 1百万円      |
| 工具、器具及び備品  | 18百万円     |
| ソフトウェア   | 2百万円      |
| 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務                               |           |
| 短期金銭債権   | 660百万円    |
| 短期金銭債務   | 2,447百万円  |

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	652百万円
仕入高	5,545百万円
営業取引以外の取引による取引高	298百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

964,283株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	24百万円
棚卸資産評価損	90百万円
賞与引当金	198百万円
賞与引当に伴う総報酬制社会保険料引当額	34百万円
役員退職慰労金	92百万円
役員株式報酬	54百万円
投資有価証券評価損	60百万円
関係会社株式評価損	136百万円
関係会社出資金評価損	140百万円
土地減損損失	4百万円
その他	131百万円

繰延税金資産小計

962百万円

評価性引当額

△527百万円

繰延税金資産合計

435百万円

繰延税金負債

前払年金費用 △471百万円

買換資産圧縮積立金 △17百万円

その他有価証券評価差額金 △935百万円

繰延税金負債合計

△1,423百万円

繰延税金負債の純額

△987百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	長瀬産業株式会社	0.2% (12.5%)	当社原材料の仕入及び当社製商品の販売	製商品の販売等	2,075	売掛金	686
				原材料・商品の仕入	621	買掛金	351

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等  
双方で合意した取引条件によっております。

2. 役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 八木熊	— (13.1%)	当社原材料の仕入及び当社製商品の販売	原材料・商品の仕入	3,407	買掛金	400	
						電子記録債務		1,305
				製商品の販売等	203	売掛金	111	
				工場消耗品等の購入	74	未払費用	8	
			機械等の仕入	12				

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等  
双方で合意した取引条件によっております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産 1,649円26銭  
1株当たり当期純利益 58円83銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は、2025年4月9日、会社法第370条及び当社定款第25条2項に基づき、当社の子会社であるリフォジュール株式会社の株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議いたしました。

なお、詳細については、連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕をご参照ください。